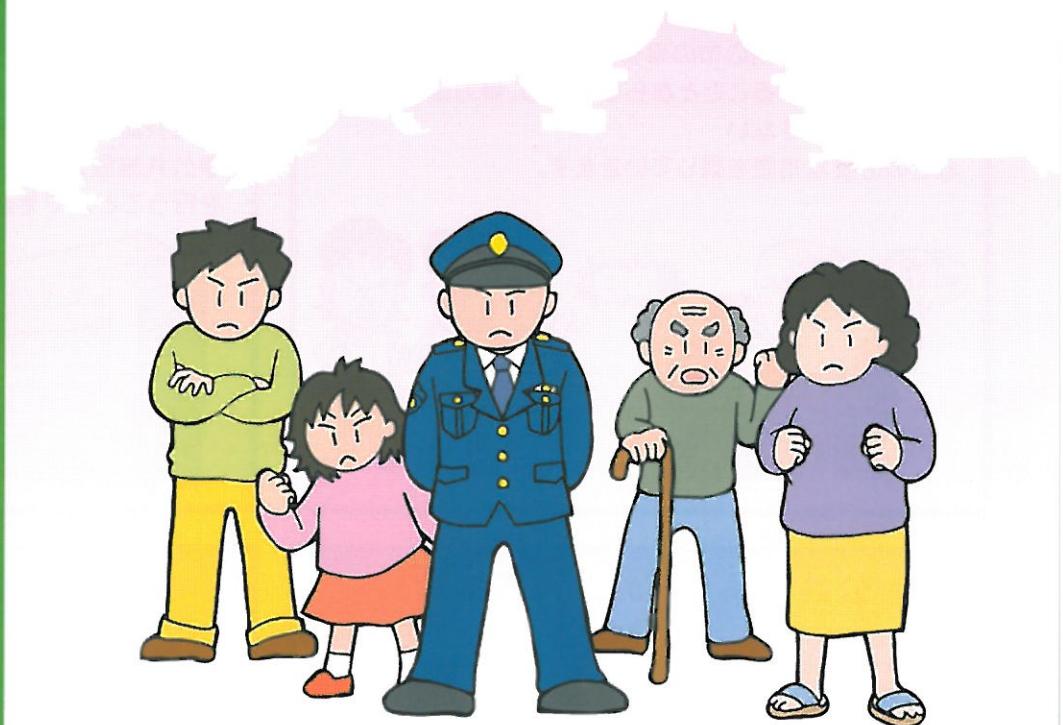


松山市暴力団排除条例

暴力団を恐れない・金を出さない・利用しない

暴力追放

平成23年4月1日施行



条例の主な内容

- 公共工事等の市の事務及び事業からの暴力団の排除を推進します
- 公共施設が、暴力団の活動に利用されると認める場合は、施設の使用の不許可、又は使用の許可の取り消しを実施します
- 公共工事に関する契約を暴力団員又は暴力団関係事業者との間で締結することを禁止し、誓約書の徴取や保管を義務付けます(悪質な違反は公表される場合があります)
- 道後多幸町を暴力団排除特別強化地域に指定し、この地域の特定接客業者が、暴力団員を接客業に従事させること、用心棒の役務の提供を受けること、その対価として金品等を供与することを禁止します。暴力団員が、その相手方となることも禁止します(違反した場合は处罚されます)

詳しくは、松山市のホームページをご覧ください
http://www.city.matsuyama.ehime.jp/jinji/1203243_895.html
松山市・愛媛県警察・愛媛県暴力追放推進センター

条例の目的

- 市民等の安全で平穏な生活を確保
- 健全な社会経済活動の発展に寄与

松山市暴力団排除条例の主な内容

市の事務及び事業における措置 (第6条)

☆公共工事その他の市の事務又は事業において
●暴力団を利すこととならないよう、暴力団員等を入
札に参加させない
などの必要な措置を講じていきます。



公共工事からの暴力団排除 (第9条)

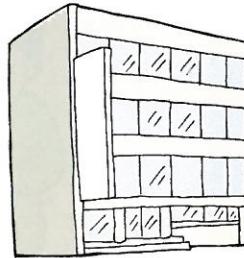
☆公共工事に関する契約を暴力団員又は暴力団関係
事業者との間で締結することを禁止します。また、全
ての契約の締結に当たり、発注者が
●相手方から自己が暴力団員又は暴力団関係事業者
でない旨の誓約書を徴すること
●誓約書を5年間保管すること
を義務付けます。
(悪質な違反は、公表される場合があります)



★違反者に対する行政措置
事実の調査・勧告・公表

公共施設の使用の不許可等 (第8条)

☆市が設置、又は管理する施設が暴力団の活動に利用
されると認めるときは
●公共施設の使用の不許可
●公共施設の使用許可の取り消し
を行うことができます。



暴力団排除特別強化地域 (第12条)

☆道後多幸町を暴力団排除特別強化地域に指定し、こ
の地域において、特定接客業者が
●暴力団員を特定接客業に従事させること
●暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること
●暴力団員に用心棒の対価として金品等を供与する
ことを禁止します。
暴力団員がその相手方となることも禁止します。
違反した場合は、罰則が科せられます。



★罰則
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

事案
発生

義務違反者に対する行政措置

義務違反者に対する罰則
(市町村条例で全国初)

調査 → 勧告

従わない
場合

公表
(違反者の氏名・住所・事実)

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金